

第 9 回農業委員会議事録

日 時 平成 28 年 9 月 26 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

会 場 綾町有機農業開発センター 2 階会議室

出席者 委 員 ・岡元輝信・徳弘孝一・海江田兼光・山本洋子
・前平正美・坂元芳郎・中村道也・吉川正克
・谷上政広・押田明・日高憲治
事務局 ・橋口課長 阪元

議 題 議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件

議 題 議案第 38 号 農地法第 5 条の事業計画変更承認の件

議 題 議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件

議 題 議案第 40 号 農用地利用集積計画承認の件 (利用権設定)

議 題 議案第 41 号 農地法の適用を受けない土地の承認の件

その他

事務局	ただ今から、第9回定例農業委員会を開催いたします。
会 長	<p>会長あいさつ（省略）</p> <p>では、議案審議に入ります前に議事録署名委員を谷上委員と徳弘委員へお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番</p> <p>（譲渡人） ○○○</p> <p>（譲受人） △△△</p> <p>（申請地） 綾町大字北俣字畑ヶ迫・・・ 畑 1,512 m²</p> <p style="padding-left: 150px;">〃 ・・・・ 畑 407 m²</p> <p>（申請理由） 規模拡大</p> <p>（対 価） □□□千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山間地で迫田の生産性の低い農地 ・ 譲渡人が購入した金額と同額で譲渡するもの ・ 農振農用地
会 長	<p>以上のようなので、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。1 番について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>議案第38号 農地法第5条の事業計画変更申請承認の件を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番</p> <p>（譲渡人） ○○○</p> <p>（申請地） 綾町大字南俣字柳田・・・ 田 794 m²</p>

	<p>(譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字柳田・・・ 田 500 m²</p> <p>(譲渡人) ●●● (申請地) 綾町大字南俣字柳田・・・ 田 500 m² " " " " 田 135 m²</p> <p>(譲受人) ▲▲▲ (申請理由) 駐車場用地</p> <p>・当該地は、平成14年5月23日に一般個人住宅用地として県の許可を受けているが、計画が実施困難となったため計画変更申請を行うものである。</p>
会 長	<p>議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番 (譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字柳田・・・ 田 794 m² " " " " 田 500 m² " " " " 田 500 m² " " " " 田 135 m²</p> <p>(申請理由) 駐車場用地 (対 価) □□□万円/年</p> <p>元々一般住宅用地として許可を貰っていたが、住宅を建てないまま14年間駐車場として使用していた。</p>
中村	<p>賃借が終わったら、田んぼにするのですか。</p>
事務局	<p>○○○さんが、戻すのは無理と言っています。</p>

会 長

以上のようなのですが、何か意見はありますか。
無いようなので採決いたします。計画変更申請と 5 条第 1 項について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成で許可することに決定いたします。

では、次の案件の説明をお願いします。

議案第 40 号 農用地利用集積計画承認の件(利用権設定関係)を議題とします。

事務局

1 番

(譲受人) 農地集積円滑化団体

(譲渡人) ○○○

(申請地) 綾町大字北俣字中島・・・ 田 934 m²

(申請理由) 農地中間管理事業

(賃借料) □□□千円

(期間) H28. 10. 01～H34. 9. 30

2 番

(譲受人) △△△

(譲渡人) 農地集積円滑化団体

(申請地) 綾町大字北俣字中島・・・ 田 934 m²

(申請理由) 農地中間管理事業

(賃借料) 10 a 当たり □□□千円

(期間) H28. 10. 01～H34. 9. 30

3 番

(譲渡人) ●●●

(譲受人) ▲▲▲

(申請地) 綾町大字南俣字沖代・・・ 田 1,777 m²

〃 ・ ・ ・ 田 1,978 m²

会長	<p>(申請理由) 新規 (対価) 10 a 当たり □□□千円 (期間) H28. 10. 1～H33. 9. 30</p> <p>4 番</p> <p>(譲渡人) ■■■■ (譲受人) ▲▲▲▲ (申請地) 綾町大字北俣字石坂・・・ 畑 2,673 m² 〃 ・・・ 畑 1,963 m²</p> <p>(申請理由) 新規 (対価) 10 a 当たり □□□千円 (期間) H28. 10. 1～H33. 9. 30 ▲▲▲さんは、新規就農者です。 元々●●●で農業の研修をしていました。 今年認定新規就農者になっていて、作物は、露地野菜を作っています。 青年就農給付金もうけております。 家族はいなくて単身です。 消防なども入って、地域の活動も勢力的にやっています。</p> <p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>では、次の議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第 41 号 農地法の適用を受けない土地の承認の件を議題とします。</p>
	事務局

日高	<p>(申請内容) 耕作放棄 (申請理由) 復元困難な耕作放棄</p> <p>既に埋め立てがされておりまして、昭和 55 年に△△△さんがしばらく農地として利用されていたのですが、農地として生産性が上がらないということで、平成 10 年ぐらいから耕作を放棄されていたそうです。大平山の中心的場所なので、あまり荒れるといけないということで、役場の方からも指導頂いていました。</p> <p>平成 26 年に△△△さんが、〇〇〇さんに売買して、〇〇〇さんが荒れているから、整地して申請を出したというしだいです。</p> <p>整地する前に申請を出せば良かった。 現状は、明日にでも家が建つようなものです。</p> <p>住宅にする考えでしたのでは？</p> <p>以上のような意見が出たので、保留ということにします。</p> <p>以上をもって議案審議は終わらせていただきます。</p>
----	---

この議事録は、平成 28 年 9 月 26 日開催の第 9 回農業委員会の議事録に相違ありません。

会 長 岡 元 輝 信

議事録署名委員 谷 上 政 広

議事録署名委員 徳 弘 孝 一